

## 四国銀行ローンカード規定

- (カードの発行)**  
ローンカード（以下「カード」という。）は、カードローン契約（以下「ローン契約」という。）にもとづき、当行が発行するものとします。
- (カードの利用)**  
カードは、当行および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携銀行」という。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「支払機」という。）を使用し当座貸越口座（以下「ローン口座」という。）から借入れおよび返済に利用することができます。  
※ ただし一部利用できない提携銀行もあります。
- (支払機による借入れ)**
  - 支払機を利用して借入を行うときは、支払機にカードを挿入し、画面の案内にしたがって操作して下さい。この場合、通帳およびカードローン当座貸越請求書（以下「請求書」という。）の提出は必要ありません。
  - 支払機による借入れは、円単位まで取扱可能な支払機を利用する場合は円単位、千円単位まで取扱可能な支払機を利用する場合は千円単位とします。また、提携金融機関の支払機を利用した場合は千円単位とします。ただし、提携金融機関の支払機を利用してローンカード使用により振込を行う場合には、円単位での利用ができません。
  - 支払機により借入れを行う場合は、その金額と5条の手数料金額の合計額が、ローン口座の借入れできる範囲をこえるときは借入れることができません。
- (随時のご返済)**
  - 支払機を利用して随時のご返済をするときは、支払機にローンカードを挿入し、画面の案内にしたがって操作して下さい。
  - 支払機による随時のご返済は、円単位まで払戻可能な支払機を利用する場合は円単位、千円単位まで払戻可能な支払機を利用する場合は千円単位とします。
  - 支払機による随時のご返済は銀行が定めた範囲内とします。
- (手数料)**
  - 当行の支払機を使用して借入れを行う場合は、当行が定めた時間帯に限り、所定の手数料を支払ってください。この手数料は、借入れ時に通帳および請求書なしでローン口座から自動的に引落します。
  - 提携銀行の支払機を使用して借入れを行う場合に、提携銀行が所定の手数料を定めているときは、提携銀行に対して手数料を支払ってください。この手数料は、借入れ時に通帳および請求書なしでローン口座から自動的に引落しのうえ、当行から提携銀行へ支払います。
- (カードの紛失、届出事項の変更届等)**
  - カードを失ったとき、または氏名、住所、暗証番号等の届出事項に変更があったときは、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - カードを失った場合のカードの再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (暗証番号照合等)**  
支払機によりカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ払出した場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切責任を負いません。
- (カードの有効期限)**  
カードの有効期限は、ローン契約に定める契約期限とします。ローン契約の契約期限を延長したときは、カードの有効期限を自動的に延長します。ローン契約に定める当行との約定によりこの取引が終了した場合には、使用中のカードは無効とします。
- (解約等)**
  - この取引の解約または終了に際しては、カードを当行に返却してください。
  - カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用を中止することがあります。この場合、当行からの請求があり次第、直ちにカードを当行に返却してください。
- (譲渡、質入れ等の禁止)**  
カードは譲渡、質入または貸与することはできません。
- (規定の適用)**  
この規定に定めのない事項については、ローン契約、普通預金規定、総合口座規定およびキャッシュカード規定により取扱います。